



JFL公式試合映像の 使用について

2025年2月1日修正版(報道用)

日本フットボールリーグ

●放送局向け資料「一次、二次利用について」

JFLの公式試合(リーグ戦)の放送権、並びに一次、二次使用権は、JFLが保有しその使用についての管理をしています。

映像を使用する場合は、使用についてのルールを厳守していただき、ルール以外の使用ケースが起きた場合につきましては別途協議させていただきます。

■番組や使用する素材によって、事前申請や映像使用料が不要となるケースがございます。

【番組種別】

- ・ニュース番組／スポーツニュース番組等
- ・サッカー専門番組／チーム応援番組

※次ページ以降で、詳しくご説明します。

【素材種別】

- ・★自局中継素材※
- ・★ニュース分岐素材※
- ・★局取材素材※

※今シーズンの素材は申請不要で翌シーズンの開幕日前日まで使用可、それ以降は映像使用申請を行う

■インターネット(モバイル含む)上での利用は、一部を除き原則不可となっております。

一部の使用例:①インターネット放送を自局で中継した場合

②JFLチームがウェブサイト上で展開する場合(制作代行会社を含む場合あり)

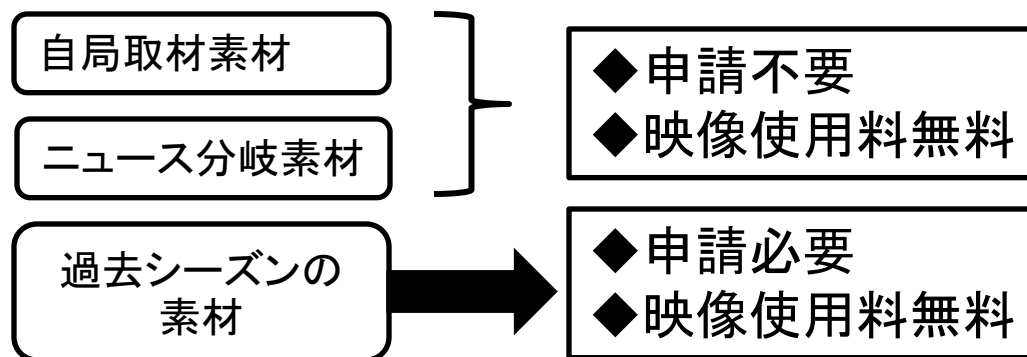
●放送局向け資料「番組種別①」

『ニュース番組／スポーツニュース番組』他

ニュース性の強い内容で構成され、定期的に放送される番組の他、「報道番組」「情報番組」も対象となる。

■自局中継素材の再放送を含む二次使用(今シーズン)は、申請不要、映像使用料が無料となり放送分数に制限はありません。ただしその期間は翌シーズン開幕日前日までとします。

■下記は原則、1番組1回の放送につき、1試合あたり3分以内に限った利用とします。
※1試合あたり3分以内の1試合の定義は「前半キックオフ～前半終了、後半キックオフ～後半終了(ピッチ上のみ)」となります。



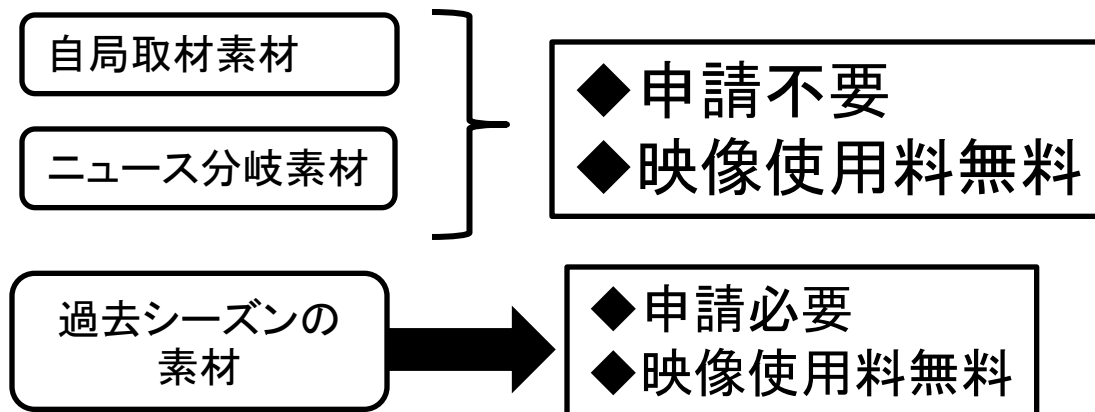
※上記以外の映像使用の場合はJFL事務局までご相談ください。

●放送局向け資料「番組種別②」

『サッカー専門番組／チーム応援番組』 ※番組の事前申請制

- サッカーを専門に扱っている、又はJFL・JFLチームに特化した番組(もしくはコーナー)
- 定期的に放送されており、番組内でJFL及びJFLチームの情報が扱われていること
- JFL及びJFLチームのイメージアップにつながる内容であること

- 原則として、1番組1回の放送につき、1試合あたり5分以内に限った利用とします。
※ただし、番組特番又はチーム応援番組として30分番組以上のオンエアがある場合は1試合あたり8分以内の使用が可能となる場合があります。
※自局中継素材については放送分数に制限はありません。



※チーム応援番組の申請については、JFLチームを通じて行ってください。
※上記以外の映像使用の場合はJFL事務局までご相談ください。

△その他の例①

■ ニュース3分枠の定義に関する件について

- ・1試合あたり3分以内の1試合の定義は「前半キックオフ～前半終了、後半キックオフ～後半終了(ピッチ上のみ)」となります。
(選手会場入り、監督会見、選手インタビュー、応援風景等は含まれません)

例: J3入会資格の順位が確定した試合の使用分数について

- ・通常のニュース枠で使用する場合は指定の3分以内となります。
- ・チーム応援番組は5分以内の使用となります。
- ・また、内容や放送する時間帯によっては、特別番組として申請いただき8分以内の使用となります。

※上記を超える分数の使用は原則、中継扱いとし放送権料が発生します。

※Jリーグ入会は通常JFLシーズン終了後、後日実施されるJリーグ理事会にて承認されることが必要です。よって順位が確定した日がJリーグ入会決定日でないことをご理解願えます。

△その他の例②

■放送局のサイトでのニュース

(テレビで放送したニュースの再放送)について

※テレビ局(地上波・衛星波・CATV等)が数時間後または後日、自社のサイトで同じ内容のダイジェストを流すなどの行為

この内容につきましては、自社の公式サイト等(TVer、YouTube、系列・提携サイト含む)のみ申請なしで放送可とし、期間は来シーズンの開幕前日までの放送とさせていただきます。

また『サッカー専門番組／チーム応援番組』についても同様の扱いとさせていただきます。

この内容につきましては、来年度以降ルールが変更になる場合があることをご理解ください。(JFLの映像を一括で権利を取得した放送局があった場合等)

ただし中継の権利を取得し実施した場合は、自局中継素材は分数の制限はなく使用可能です。(来シーズンの開幕前日まで)

※参考

天皇杯全日本サッカー選手権大会におけるNHKに対しては、ニュース素材としてインターネットでの動画を認めている場合があります。

△その他の例③

■試合前(ピッチ練習時)、リーグ戦終盤時等、現地からの生ニュースの可否について

原則、中継局のみの権利となっており、ニュース映像として生での配信は不可となります。(SNSでの動画送信含む)

規制する場所と時間の範囲は、競技場内(関係者駐車場含む)で報道受付開始からビブス・ADを着用してから返却するまでの間とします。ただし自局スタジオ内等でニュース映像として放送する場合は、試合終了後(原則、両チームが試合会場から退出後)から実施可能です。(指定の分数)

注意点)全ての動画の配信は、中継局以外は試合終了後(原則、両チームが試合会場から退出後)でないといけません。

★インターネット放送について

JFLではインターネット中継の料金を設定し実施しています。

■インターネット放送を実施できる団体・法人は原則、下記のとおりです。

①共同通信社、時事通信社加盟の新聞社、放送局(テレビ局・ラジオ局等)

※ケーブルテレビグループ内のインターネット放送は放送局扱いとさせていただきます。

※雑誌社に関しては申請後に検討します。

②JFLチーム所在地の自治体

③JFLチームオフィシャルHP制作会社

④JFLチームの主要株主又は主要スポンサー

※③④に関しては、事前にJFL事務局及びJFLチームとの協議の上、決定します。

⑤その他(JFL事務局及びJFLチームが必要とした場合)

●インターネット放送の二次使用につきましては原則、放送局における自局中継素材(今シーズン)と同等の扱いとしますが、翌シーズンの開幕日前日までとします。

※上記以外の内容の場合はJFL事務局までご相談ください。